

北部保健医療圏内の「高度急性期」病棟（定量基準分析）について

【平成 28 年度】

- 「救命救急入院料」や「特定集中治療室管理料」等の一定の入院料を算定している病棟であることを理由に「高度急性期」病棟とされたもの

5 病棟・82 床

- 区分線 1 の閾値の A～J の要件を（一つ以上）上回ることを理由に「高度急性期」病棟とされたもの

3 病棟・150 床

- ・ 要件 E（調査月に脳血管手術が 1 回以上実施されていること）に該当し「高急性期」とされたもの

1 病棟

- ・ 要件 F（調査月の経皮的冠動脈形成術の稼働病床 1 床当たりの実施回数が 0.5 回以上であること）に該当し「高度急性期」とされたもの

1 病棟

- ・ 要件 H に（調査月の救急医療に係る諸項目の合計値が稼働病床 1 床当たり 0.2 回以上であること）に該当し「高度急性期」とされたもの

* この病棟の救急医療に係る諸項目の合計値の内訳は、「救命のための気管内挿管」5 回と「非開胸的心マッサージ」7 回の計 12 回。

1 病棟

計 8 病棟・232 床

【平成 29 年度】

計 7 病棟・140 床